

# 事例で解説する 企業労務トラブルの具体的な対応と 事後調査・対応の実務

—各ケースにおける実務上の留意点、事後調査・対応の具体的な対応手法を解説—

●日 時● 2018年 4月27日(金) 13:00~17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

●講 師● アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 今津 幸子 氏

◆開催にあたって

どれほど企業が注意したとしても、働く人が存在するところには大小を問わずトラブルが発生します。特に労務トラブルは、初期対応を誤ると事態の收拾がつかなくなることも決して珍しいことではありません。担当者は、起こり得るトラブルについて予め明確な対応プロセスを確立しておくことで、速やかな事態收拾に貢献する事が可能となります。

そこで本講座では、第1部で企業労務に関する様々なトラブルのうちよく見受けられる事例について、円滑に対応する為のポイントを最新事例を交えて解説します。第2部ではトラブルが発生した場合に担当者取るべき対応プロセスを、実務的な観点も踏まえて解説いたします。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	33,480円 本体価格 31,000円
一般	36,720円 本体価格 34,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当: 福田 E-mail [fukuda@bri.or.jp](mailto:fukuda@bri.or.jp)

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

**申込方法** 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

181237-0201(※)		2018.4.27	
<input type="button" value="申込書"/> 企業労務トラブルの具体的な対応と事後調査・対応の実務			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

# 企業労務トラブルの具体的対応と事後調査・対応の実務

講師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子 氏

【経歴】平成3年慶應義塾大学法学部卒業。平成5年司法試験合格。平成8年弁護士登録と同時にアンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所。平成17年同事務所パートナー就任。第一東京弁護士会所属。経営法曹会議幹事。平成19年から平成22年まで慶應義塾大学法科大学院准教授。ハラスメント問題、労働者派遣問題を始め、人事労務分野に関する論文・講演多数。

## ●プログラム●

13:00

### 【第1部】企業労務で発生するトラブル事例と具体的対応

#### 事例1. 社員から残業代を要求されたら？

- ・持ち帰り残業の時間
- ・終業後に受けた定期健康診断にかかった時間
- ・呼び出し待機中の時間

#### 事例2. 社員からハラスメントの申立てを受けたら？

#### 事例3. 社員が労働災害の申請をすと言ってきたら？

#### 事例4. メンタル不調により休職していた社員から復職の申請があったら？

#### 事例5. 退職した社員から、『離職票の退職理由が違う』と苦情がきたら？

#### 事例6. 社員が兼業・副業をしたいと言ってきたら？

#### 事例7. 有期雇用社員が無期転換権を行使してきたら？

休憩

### 【第2部】トラブルが発生した場合の事後調査・対応ポイント

#### 1. 申立て・苦情の内容を確認する

- ・申立て・苦情の内容確認の際の留意点とは？

#### 2. 事実調査を行う

- ・客観的な証拠を収集する際の留意点とは？
- ・第三者から事情聴取する際の留意点とは？

#### 3. 会社としての対応を決定する

- ・会社としての対応を決定する際の留意点とは？
- ・官公庁等、社外に対する対応における留意点

#### 4. まとめ

17:00

※講師とご同業の方は受講をお受けしかねる場合がございます。予めご了承ください。